

松江市重要伝統的建造物群保存地区における松江市税賦課徴収条例の特例を定める条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市重要伝統的建造物群保存地区における松江市税賦課徴収条例の特例を定める条例（令和8年松江市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第4条第1項及び第2項に規定する申請書は、重要伝統的建造物群保存地区における固定資産税の特例適用申請書（様式第1号）によるものとする。

(決定)

第3条 市長は、条例第4条第1項又は第2項に規定する申請書を受理した場合には、その適否を決定し、重要伝統的建造物群保存地区における固定資産税の特例適用決定通知書（様式第2号）又は重要伝統的建造物群保存地区における固定資産税の特例適用申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(取消し)

第4条 市長は、条例第5条の規定により特例措置の適用の取消しをしたときは、重要伝統的建造物群保存地区における固定資産税の特例適用取消通知書（様式第4号）により当該特例措置の適用を受けていた者に通知するものとする。

(雑則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

重要伝統的建造物群保存地区における固定資産税の特例適用申請書

住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名）

松江市重要伝統的建造物群保存地区における松江市税賦課徴収条例の特例を定める条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次の土地について固定資産税の特例の適用を申請します。

所在地（地番）	地積
松江市	m ²
松江市	m ²
松江市	m ²
松江市	m ²
松江市	m ²

備考 本申請書の提出後において申請内容に変更が生じた場合は、当該変更に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする初年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに申請書を市長に提出する必要があります。

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

重要伝統的建造物群保存地区における固定資産税の特例適用決定通知書

年 月 日付けであった固定資産税の特例の適用の申請については、次のとおり決定したので通知します。

1 特例を適用する土地及び軽減割合

所在地（地番）	地積	軽減割合
松江市	m ²	1/2・1/5
松江市	m ²	1/2・1/5
松江市	m ²	1/2・1/5
松江市	m ²	1/2・1/5
松江市	m ²	1/2・1/5

2 特例の適用の開始年度

年度

備考 特例を適用する土地に変更が生じた場合は、当該変更に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする初年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに申請書を市長に提出する必要があります。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

重要伝統的建造物群保存地区における固定資産税の特例適用申請却下通知書

年 月 日付けであった固定資産税の特例の適用の申請については、次のとおり却下したので通知します。

1 特例の適用の申請を却下する土地

所在地（地番）	地積
松江市	m ²
松江市	m ²
松江市	m ²
松江市	m ²
松江市	m ²

2 却下理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

重要伝統的建造物群保存地区における固定資産税の特例適用取消通知書

松江市重要伝統的建造物群保存地区における松江市税賦課徴収条例の特例を定める条例第 5 条の規定により、固定資産税の特例の適用を次のとおり取り消したので通知します。

1 特例の適用を取り消す土地

所在地（地番）	地積
松江市	m ²
松江市	m ²
松江市	m ²
松江市	m ²
松江市	m ²

2 取消理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。